

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年3月

三 重 県

目次

| | | |
|------|------------------------------------|------|
| 第1 | 協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項 | ・・・1 |
| 1 | 協同農業普及事業の推進方向 | |
| 2 | 普及指導員の役割 | |
| (1) | スペシャリスト機能 | |
| (2) | コーディネート機能 | |
| 第2 | 普及指導活動の課題 | ・・・2 |
| 1 | 普及指導活動の基本的事項 | |
| (1) | 安全・安心な農産物の安定的な供給に向けて | |
| (2) | 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に向けて | |
| (3) | 地域の特性を活かした農村の振興と多面的機能の維持発揮に向けて | |
| (4) | 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に向けて | |
| 2 | 取り組む課題の設定 | |
| 第3 | 普及指導活動の方法に関する事項 | ・・・4 |
| 1 | 農業支援の充実・強化 | |
| (1) | 普及指導活動対象の重点化 | |
| (2) | 課題の重点化 | |
| (3) | 試験研究機関との積極的な連携 | |
| (4) | 公的機関が担うべき分野の取組強化 | |
| (5) | 民間活力の活用推進 | |
| (6) | 調査研究の実施及びその成果の活用 | |
| (7) | 先進的な農業者とのパートナーシップの構築 | |
| (8) | DX(デジタルトランスフォーメーション)に対応した普及指導活動の展開 | |
| (9) | 都道府県間の連携 | |
| (10) | 農業大学校との連携による農業者の育成・強化 | |
| 2 | 普及指導活動の効果的な運営 | |
| (1) | 普及活動計画の策定 | |
| (2) | 外部評価の実施と普及指導活動計画の改善等 | |

| | |
|-----------------------|-------|
| 第4 普及指導員の配置に関する事項 | ・・・7 |
| 1 農業改良普及センターの設置 | |
| 2 普及指導員の配置に対する考え方 | |
| (1) 普及指導員の専門項目 | |
| (2) 普及指導員の配置 | |
| 3 農業革新支援専門員の配置に対する考え方 | |
| 4 効率的・効果的な普及指導活動の体制 | |
| (1) 中央普及センター | |
| (2) 地域普及センター | |
| | |
| 第5 普及指導員の資質の向上に関する事項 | ・・・9 |
| 1 人材育成計画 | |
| 2 向上を図るべき資質 | |
| 3 資質向上の方法 | |
| (1) 研修体系 | |
| (2) 研修の計画的な実施 | |
| (3) 研修の方法 | |
| (4) 留意事項 | |
| | |
| 第6 農業大学校における研修教育の充実強化 | ・・・10 |
| (1) 農業大学校における研修教育 | |
| (2) 就農定着支援の強化 | |
| (3) 農業高校等との連携強化 | |
| (4) 外部評価の実施 | |
| | |
| 第7 その他協同農業普及事業に関連する事項 | ・・・11 |

<持続可能な開発目標(SDGs)の補足資料>

<定義>

協同農業普及事業の実施に関する方針

第1 協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項

1 協同農業普及事業の推進方向

国は「食料・農業・農村基本法」に基づく、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定。以下「国基本計画」という。）において、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承していくため、成長産業化の土台となる生産基盤を強化していくことで、多様化する国内外の需要に対応しつつ、創意工夫により良質な農産物を合理的な価格で安定的に供給することができる農業構造を実現する産業政策と、農村を維持し、次の世代に継承していくために、所得と雇用機会の確保や、農村に住み続けるための条件整備、農村における新たな活力の創出を進める地域政策を両輪で展開することとしています。

三重県でも、国基本計画を踏まえつつ、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）に基づく「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（令和2年3月策定。以下「県基本計画」という。）に、農業・農村の果たす役割を「食料の持続的な供給」「多面的機能の発揮」「地域経済と就業の場を担う産業」の3つに整理したうえで、三重県の農業・農村がめざすべき将来の姿を次の4つにまとめています。

- 姿1 安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- 姿2 雇用力がある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- 姿3 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- 姿4 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

また、上記のめざすべき姿の実現に向け、県では次の4つの基本施策を定めて、事業や施策を展開しています。

- (1)安全・安心な農産物の安定的な供給
- (2)農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
- (3)地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮
- (4)農業・農村を起点とした新たな価値の創出

加えて、国基本計画、県基本計画ともに、近年急速に進んできた、ロボット、AI、IoT等の技術革新（Society5.0、DX、スマート農業）、TPP11等経済連携協定等の発効に伴うグローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標（SDGs）に対する関心の高まり、地球規模での気候変動の顕在化、新型コロナウイルスの感染拡大などの社会や経済を取り巻く環境変化への対応が、求められています。

なかでも、持続可能な開発目標（SDGs）に関しては、農業分野においても今後関わっていく部分が数多くあります。SDGsの17目標の中でも、特に「2 飢餓をゼロに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「12 つくる責任、つかう責任」「13 気候変動に具体的な対策を」という部分の視点を持って、農業・農村の振興に関わっていく必要があります。

さらに、気候変動に関連して、地域や産地、農業者が自然災害等に遭遇しても農業生産活動の継続が図れるよう、農業版 BCP（事業継続計画）の策定等を支援していくことも重要となってきています。

上記を踏まえて、三重県における協同農業普及事業は、総合的かつ効果的な支援を行うことを通じて、効率的・安定的な農業経営の実現と地域の特性に応じた農業振興を図る農業者等を育成していきます。

2 普及指導員の役割

普及指導員は、農業及び農村の活性化に向け、農業者や農村地域団体等に直接接し、活動を行います。また、農業者や農村地域団体等の抱える課題解決に向け、専門性や調整力を活かし、主体的に取り組むよう喚起・促進します。

そして、主体的に取り組む農業者や農村地域団体が、他の農業者や農村地域団体に知識やノウハウ等を波及させるような人材となるように支援を行います。

そのために普及指導員は、スペシャリスト機能とコーディネート機能の両面から、直接農業者に接して支援を行いながら、市町、関係団体等多様な主体と連携・協働を図り、効率的な普及指導活動を行います。また、国や県の農業政策、試験研究、広報活動などの情報や県内外の先進的な農業者等から学ぶ技術経営情報などを知的財産の保全に留意しつつ、地域リーダーや関係機関に対して積極的に情報提供して、地域農業の振興に役立てます。さらに、普及指導員の相互連携のもと、組織力を生かした農業者への支援を行います。

(1) スペシャリスト機能

農業生産・加工に関する高度な技術的課題や農業経営上の課題の解決を図る機能であり、試験研究機関等と連携した実証試験や農場展示等の方策により、これらの課題等に対応した技術導入支援や経営診断・分析による経営改善支援等の活動を行います。

(2) コーディネート機能

新たな仕組みづくり等、地域農業や農村地域の構造的な改革が必要な課題の解決を図る機能であり、先導的な役割を担う農業者や農村地域団体等に働きかけ、地域内外の関係機関との連携体制の構築や、関係者の合意形成、課題の明確化、対応方策の策定といった支援活動を行います。

第2 普及指導活動の課題

1 普及指導活動の基本的事項

県基本計画の4つの基本施策に基づき、普及指導活動の基本的な考え方を以下に掲げる。

(1) 安全・安心な農産物の安定的な供給に向けて

県では、消費者の「食」に対する多様なニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、新たなマーケット等に対応した農産物の生産拡大、スマート農業の導入による経営体の収益向上や産地の強化、加工・業務用や海外販路など新たな需要に対応できる産地の育成、GAP 認証等を生かした農畜産物の販路拡大や消費喚起、CSF 等家畜伝染病対策の徹底などに取り組むこととしています。

これに対して普及組織では、地域農業（産地）の振興という視点から、稲・麦・大豆・

飼料用米等の生産拡大や、稲・麦・大豆の優良種子の生産と安定供給の確保、ブランド米の振興と業務用品種など県産米のシェア拡大、次世代施設園芸技術の導入、水田を活用した野菜の生産拡大や加工・業務用需要への対応、輸出に対応できる果樹や茶の産地づくり、需要が高く特色ある花き・花木の品種導入、関連産業が連携する高収益型畜産経営体づくり、自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築などに取り組みます。

また、これらの取組にあたっては、ロボット・AI・IoT等の有効なスマート農業技術の導入を促進していきます。

(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に向けて

県では、農業経営体の経営を発展させるため、担い手への農地集積・集約化の促進、家族農業や農福連携などを含む多様な担い手の育成、新規就農者や若き農業ビジネス人材の確保、産地における農繁期の労働力確保や経営体における労働・雇用環境の整備、ほ場の大区画化やパイプライン化等生産基盤の整備などに取り組むこととしています。

これに対して普及組織では、地域農業（産地）の中心となる経営体育成や新規就農者の確保・育成という視点から、強い農業経営を実現するため、農業経営体の規模拡大や複合化、多角化、法人化への支援、企業の農業参入の促進などに取り組むとともに、地域農業の発展に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・継続、集落営農の推進、地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。また、U・Iターン就農者の受入環境の整備や就農準備から定着に至る切れ目のない支援などを通じて、次世代農業の軸となる担い手の確保・育成に取り組みます。さらに、担い手や産地における農繁期等の労働力や人材確保のための仕組みの構築や、農業分野における障がい者就労の促進に向け、農畜産経営体における障がい者の雇用や、福祉事業所の農業参入などの拡大を支援します。

(3) 地域の特性を活かした農村の振興と多面的機能の維持発揮に向けて

県では、農村地域の振興を図るため、自然体験を通じた交流の促進、農山漁村の地域資源を活用したビジネスへの促進、多様な主体の参画による地域資源の保全活動や中山間地域の農業生産活動の促進、農業用ため池等の防災減災対策の推進、獣害につよい農村づくりや獣肉利活用の推進などに取り組むこととしています。

これに対して普及組織では、中山間地域の農業振興の視点から、地域の自然や食文化など地域資源を活用したビジネスの創出への支援や、農地集積と一体となった生産基盤等の総合的な整備の推進とともに、さまざまな人びとの参画による地域営農体制の構築、獣害対策に自主的に取り組む集落等の体制づくりや侵入防止柵の整備など、地域の特性を生かした農村地域の活性化支援に取り組みます。

(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に向けて

県では、豊かで健全な食生活の志向が広がる中、県民の皆さんの「食」に対する多様な期待に応え、農業・農村の有する新たな価値を提案できるよう、みえフードイノベーションや6次産業化による商品開発、データプラットフォームを活用した競争力の高い商品・サービスの開発、国際水準 GAP等を生かした農畜産物の販路拡大、食育活動の推進などに取り組むこととしています。

これに対して普及組織では、地域農業（産地）の振興という視点から、農畜産物のブランド化の支援や6次産業化に取り組む人材の育成を通じた実需者等とのコミュニケーション

ンの醸成と販路拡大、地産地消や農業体験を通じた食育の推進に取り組みます。また、農業経営体の GAP の実践による経営改善を進めるとともに、国際認証を取得した生産者の輸出や販路拡大の支援に取り組みます。

2 取り組む課題の設定

普及指導活動の基本的事項及び国の施策の展開方向を踏まえつつ課題設定を行い、効率的・効果的な普及指導活動を推進します。また、農業者や農村団体等に直接接して、農業および農村の課題解決に取り組む中で、潜在的な課題を発見し、改善・提案を行うことで、農業者や農村団体等が自ら行動を起こす普及指導活動を推進します。

なお、普及指導活動の展開においては、より実践的な課題を設定することとし、その設定にあたっては、県、市町、先進的な農業者、関係団体等の担う役割を整理しつつ、内部評価と多様な視点による外部評価の意見を踏まえ、農業者や農村のニーズに応じた内容となるよう努めます。

また、県の農業及び農村を取り巻く状況により、緊急的かつ重要な課題が発生した場合は、課題の解決に向け重点活動として取り組むこととします。

第3 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業支援の充実・強化

効率的・効果的な普及指導活動を行うため、取組の必要性・緊急性、各地域の状況等を踏まえて課題と対象を選定し、試験研究機関の連携や民間活力の活用など、普及指導活動の充実と強化を進めます。

(1) 普及指導活動対象の重点化

①農業経営の発展に意欲的な農業経営体

認定農業者をはじめとする意欲的な農業者及び組織経営体、意欲ある新規就農者及び就農希望者、農業へ参入しようとする法人等に対し農業経営の基盤づくりや改善・発展に関する取組を支援します。

②農業及び農村の活性化に主体的に取り組もうとする集団

地域農業を持続的に発展させる仕組みづくりや産地の構造的な改革、地域資源を活用した「持続可能なもうかる農業」などを推進するため、地域農業の中心となる認定農業者等の担い手や農業及び農村の活性化に主体的かつ計画的に取り組もうとする家族農業を含む農村地域団体等を支援します。

(2) 課題の重点化

地域および産地が「持続可能なもうかる農業」を実現することで、地域農業や産地が発展することをめざして、地域農業や産地の抱える課題の中で、優先して解決すべき重要な課題について、明確な到達点と到達時期を設定した普及計画（重点課題）を策定します。計画の実施にあたっては、市町、関係団体、研究機関及び民間との連携体制を整え、農業者や農村地域団体等と課題解決に取り組めます。活動の成果については、実績及び活動の評価、課題や活動の見直しなどを行うことで、効率的・効果的な普及指導活動につなげます。

～これから取り組む普及活動～

担い手の確保・育成に関すること（新規就農者の育成）

→地域や産地で新たな担い手を確保していく取り組みを支援

→農業労働力を確保していく視点を加え、JA や市町と新規就農者を確保・育成していくことが重要

地域・産地の核となる経営体の育成に関すること

→地域や産地を守るため頑張っている農業者を支援

→農業者の経営継続という視点やリーダー育成が重要

産地への支援に関すること

→JA や市町と連携体制をとり、地域の合意形成を促進し園地の整備や集約化、新たな作目の導入、産地間連携など産地の構造改革に取り組む農業者を支援

→産地としての生産量（出荷量）を確保し農産物を安定供給するという継続性の視点やリーダー育成が重要

地域農業の活性化に関すること

→関係機関とともに、農業者や農村地域団体と外部専門家、食品製造企業、流通関係者とのマッチングやコーディネート活動に努め、地域資源の活用など地域農業の振興や地域の営農体制の構築につながる取組を支援

→中山間地域においては、現状の農業者に加え、U・I ターン就農やリモートワークの企業参入などの多様な担い手を取り込みつつ、スマート技術の導入による作業の効率化や半農半Xによる所得確保を提案するなど農業生産を継続させる視点が重要

(3) 試験研究機関との積極的な連携

県農業研究所、畜産研究所の開発した技術や品種の現場導入、実用普及に向けた活動を進めるため、技術開発段階から課題提案、情報提供、生産現場での実証研究などに参加・協力して取り組みます。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した品種及び栽培技術等を活用して、本県農業に適應する技術の組立に取り組みます。

また、6次産業化・農商工連携の推進について、農業者等の実情や要望を工業研究所等へつなげるとともに加工技術等の開発・研究の参画に努めます。

このほか、国等の試験研究機関が生産現場で実施する実証試験や農業者に対する技術指導に積極的に参加し、最新の技術動向等についての知見を得るように努めます。

(4) 公的機関が担うべき分野の取組強化

「条例」では、県の責務、農業者等の役割、県民の役割を定め、それぞれの役割に応じ、農業・農村の活性化の取組を進めているところです。県は農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを責務としています。

公的な立場である普及指導員が行うものと民間等に任せるものを俯瞰しつつ、農業者、就農希望者等の技術及び経営支援による担い手育成確保、地域農業を維持する仕組みづくり、農村活性化などの地域合意を促す活動など、公的機関が担うべき分野の取組を充実強化します。

なお、農業者等及び市町等の関係機関と連携、協働することで、総合力を発揮することに留意します。

(5) 民間活力の活用推進

資材・機械に関する情報や流通・加工に関する知識など、民間事業者の持つ最新かつ専門的なノウハウの中には、農業者の経営改善や産地の強化・発展に有効なものが多くあります。民間事業者や試験研究機関、国との情報交換に努めながら、民間活力の活用を積極的に進め、農業者等の支援活動に取り組みます。

(6) 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員は、普及指導活動を行うなかで感じた疑問や現場で検証すべき課題などについて、データ収集・分析などの調査研究を行います。調査研究は、個々又はチームで関係する農業革新支援専門員や所属長などの助言を得て取り組むとともに、その成果を一元的に集約・共有し、普及指導活動に役立てます。

(7) 先進的な農業者とのパートナーシップの構築

先進的な農業者等の持つ経験や技術を学び、また、その分析、データ化などにより、地域農業の振興に普及可能な技術確立を進めます。

また、県が認定する指導農業士、青年農業士、農村女性アドバイザー、就農サポートリーダーと協働して新規就農者の育成・定着支援、青年農業者及び女性農業者の育成を図ります。

(8) DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応した普及指導活動の展開

農業従事者の高齢化や労働力不足等の課題に対応しつつ、農業を成長産業化させるためには、ロボットやICTなどのデジタル技術を活用した超省力・高品質生産や得られたデータを駆使した経営を通じて、消費者のニーズに応えられる新たな価値を生み出す農業を目指すDXの取組を推進していく必要があります。

このため、普及指導員の普及指導活動においても、自らがオンラインやICT機器等をフルに活用しながら、効率的・効果的に取り組むとともに、国の新たな農業施策やスマート農業技術等の動向を見据えて、センシング技術の活用、気象や生育データなどに基づいた栽培技術の確立、スマート農機の導入などへの指導・支援に取り組みます。

(9) 都道府県間の連携

新たな食料・農業・農村基本計画に掲げる食料自給率の向上と食料安全保障を確立するには、必要な技術の広域的な普及が重要となってきます。新技術や品種などの都道府県域

を越えて導入・普及が進められている品目もあり、産地間・都道府県間の技術交換、先進事例や情報の共有を進めながら、効果的な普及指導活動に取り組みます。

(10) 農業大学校との連携による農業者の育成・強化

同大学校では新規就農者等を重点対象とした研修を拡充し、県内大学と教育研究交流に関する協定を締結するなど、後継者育成の取組強化を図っていることから、今後も農業革新支援専門員や普及指導員が、協力して同大学校講義・実習等を積極的に実施し、本県農業の担い手育成の強化を図っていきます。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及活動計画の策定

効果的な普及指導活動を行うため、普及活動基本計画及び年度毎の普及活動計画を策定し活動を展開します。

普及活動基本計画は、農業革新支援専門員を中心に策定し、地域普及センターと連携して進捗管理を行います。計画を立案・作成する過程において、課題や解決方法、活動内容について担当者会議などで検討・整理し、効果的な活動が実施できるよう、計画策定に努め、活動結果の検証と改善を行い、目標の達成を目指します。

(2) 外部評価の実施と普及活動計画の改善等

学識経験者や民間企業及び農業者・消費者代表などの第三者も含めた有識者から、普及活動計画の成果、普及指導活動の内容等について、評価や助言を受け、その結果を普及事業及び普及活動計画の実施に反映させる仕組みとして外部評価を実施します。

第4 普及指導員の配置に関する事項

1 農業改良普及センターの設置

普及指導員の活動拠点として、県内全域を管轄する中央農業改良普及センター及び地域に区分して管轄する地域農業改良普及センター（いずれも農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもので、以下それぞれ「中央普及センター」、「地域普及センター」という。）を設置します。

なお、中央普及センターは、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応する農業革新支援センターの機能を合わせて担うものとします。

2 普及指導員の配置に対する考え方

(1) 普及指導員の専門項目

高度かつ多様なニーズに対応すべく、実務や計画的な研修等を通じて普及指導員が研鑽を積み、習得すべき専門技術分野を専門項目として、「水田農業」、「野菜」、「茶」、「果樹」、「花き花木」、「畜産」、「生産環境」、「経営管理」、「就農者育成」、「6次産業化」、「獣害」と定めます。

(2) 普及指導員の配置

中央普及センター及び地域普及センターの機能に応じ、地域の農業事情や職員の経験年数及び在任期間等に配慮するとともに、人材育成及び任用資格を有する者の計画的な確保

を図るべく、適正に普及指導員を配置します。

① 中央普及センター

中央普及センターは、県内全域を担当し、普及指導活動の総合的な企画調整と資質向上等の支援を行う普及指導員及び専門項目を担当する普及指導員を配置します。

② 地域普及センター

地域の農業情勢や特性に応じた地域農業の推進と担い手育成を主眼とする普及指導活動を行う普及指導員及び専門項目を担当する普及指導員を配置します。

3 農業革新支援専門員の配置に対する考え方

普及指導員の中でも高度な専門性を有する農業革新支援専門員（以下、「専門員」という）を中央普及センター（農業革新支援センター）に適正に配置します。

なお、専門員の専門項目は、「普及企画」、「水田農業」、「野菜」、「茶」、「果樹」、「花き花木」、「畜産」、「生産環境」、「経営管理」、「就農者育成」、「6次産業化」、「獣害」、「スマート農業」と定めます。

専門員は、普及指導活動の総括、普及指導員の指導、先進的な農業者等からの個別相談・支援対応、研究・教育・行政等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題及び人材育成への対応等を担います。

なお、専門員は、普及指導員の任用資格を有する者の中から原則として次に掲げる要件を満たす者から選定します。

- (1) 専門分野に関する高い知見や関係機関等との調整力があること。
- (2) 普及センターにおける普及指導、試験研究機関等における研究、県庁等における行政、農業大学校における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち普及指導活動の経験が5年以上あること。

4 効率的・効果的な普及指導活動の体制

(1) 中央普及センター

中央普及センターは普及事業全体の企画調整及び普及指導員の人材育成、地域普及センターと連携し、普及指導活動計画を推進するとともに、緊急かつ重要な課題の解決に向け活動を行います。

また、「茶」「果樹」「花き花木」「畜産」を広域作目と位置付け、産地・経営体支援、農村地域団体等に対する地域活性化支援を行います。

中央普及センターは、下記の2室体制を基本とします。ただし、課題や業務量等に配慮し、室を越えた柔軟なチーム編成により活動を展開します。

① 普及企画室

普及事業全体の企画調整及び普及指導員の資質向上にかかる研修企画を行うとともに、「水田農業」「野菜」「獣害」「生産環境」「経営管理」「就農者育成」「6次産業化」「スマート農業」等に関する共通課題の活動推進にあたります。

また、担当する専門項目について、地域普及センターへ活動支援を行います。

② 専門技術室

関係機関及び地域普及センターと連携しながら、広域作目の「茶」「果樹」「花き花木」

「畜産」の振興に向けた技術的・経営的課題の解決、農村地域団体等に対する地域活性化支援等、県域での重点的な普及指導活動を展開します。

(2) 地域普及センター

地域普及センターは、地域での普及指導活動推進、水田農業・野菜部門（ただし、紀州地域農業改良普及センターは果樹部門を加える）を主とした産地・経営体支援、農村地域団体等に対する地域活性化支援及び緊急的かつ重要な課題の解決に向けた活動を行います。地域普及センターは、原則下記の2課体制を基本とします。ただし、地域農業の特殊性や業務量等に配慮し、課を越えた柔軟なチーム編成により活動を展開します。

①普及1課

水田農業の経営基盤強化や野菜産地の構造改革、獣害対策推進等、地域農業振興における課題解決に取り組みます。

②普及2課

新規就農者の確保・育成や意欲ある農業経営体の経営発展支援、6次産業化の推進等、担い手育成上の課題解決に取り組みます。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画

農業現場では技術・経営の多様化・高度化が日々進んでいることから、そのニーズに対応できる人材の確保を図るため、普及指導員の資質を継続的に向上させる人材育成計画を策定します。人材育成計画は実施方針の内容を補完するものとして、(1)策定の趣旨、(2)目指すべき人材像、(3)求められる資質、(4)人材育成に向けた取組方針、(5)人材育成の推進体制、の項目をその内容とします。なお、人材育成計画は、情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及び経営に関する高度な知識及び技術並びに普及指導活動の手法について、全ての普及指導員が備える基本的な資質として計画的かつ継続的な習得を図ります。特に、本県の実情に応じた課題に関する高度な知識及び技術並びに普及指導活動手法の習得を図ります。

また、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及推進、スマート農業の展開、中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた支援に関する知識及び技術並びに普及指導活動手法の習得を図ります。

なお、過去に実施された調査研究等で作成された各種普及関係手引き等の内容を参考に継続的な研鑽を進めます。また、民間活力の活用促進や研究開発への参画等の新たな活動に対応できるように研鑽に努めます。

専門員を担う者に対しては、より高度な知識及び技術並びに普及指導活動手法の習得のみならず、普及指導活動の総括や農政推進のため、関係部局との調整能力等の習得を進めます。

3 資質向上の方法

国との役割分担を踏まえて、国が策定する研修体系及び第5の1に示す人材育成計画に基づき、普及指導活動の課題等に対して、普及指導員の各能力の確立期における研修計画を策定し、集合研修やOJT等を実施します。

また、国及び地域ブロックが実施する研修へ派遣するとともに、その内容を本県研修等へ活用し、研修効果を波及させます。

(1) 研修体系

普及指導員の各能力の確立期における研修体系は人材育成計画に示します。

(2) 研修の計画的な実施

人材育成計画等に基づき、専門員が中心となり、毎年度の研修実施計画を策定し、研修を計画的に実施します。なお、研修実施計画策定については、県の普及指導活動の課題を踏まえるとともに、普及指導員の研修に対するニーズ、前年度に実施した研修の有効性等の把握とその反映ができるPDCAサイクルにより研修の向上を図ります。

(3) 研修の方法

目的及び対象者等に応じて、集合研修のほか、OJT、派遣研修等を実施するとともに、民間企業等が実施するセミナー等への普及指導員等の積極的な参加に努めます。

また、研修の実施に当たっては、ICT等の効果的な活用を検討します。

なお、国等の研修に派遣された普及指導員に対して、その研修内容を所内会議、担当者会議で報告させ、他の普及指導員への情報伝達など、全体の資質向上を図ります。

(4) 留意事項

① 多様な人材・機関との連携

研修の計画策定及び実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、先進的な経営を実践している農業者、試験研究機関、大学、民間企業、専門家等の多様な人材・機関との連携に努めます。

② 専門員の育成

研修の実施はもとより、普及指導活動の総括及び調査研究のコーディネート並びに全国的・全国的な農政推進に資する広い視野を持った専門員の育成に努めます。

③ 普及指導員の自主的な資質向上

県が行う職員研修の受講や学会への参画等の継続的な自己研鑽や普及指導活動に資する資格取得など、普及指導員の自主的な資質向上に向けた取組を進めます。

第6 農業大学校における研修教育の充実強化

(1) 農業大学校における研修教育

将来の三重県農業・農村を担う優れた農業者の育成を行う農業教育と、農業経営の発展段階に応じた農業者等に対する研修を行う拠点的な研修教育施設としての役割を果たすため、養成課程、研修課程それぞれについて実践教育を一層充実します。

(ア) 養成課程の充実

三重県農業の特徴を踏まえたコースを基本に、理論と実践とのバランスの取れた実践中心の教育を行うとともに、農業分野における技術革新や情報化、国際化に対応できる時代

のニーズに対応したカリキュラムを充実します。

(1) 研修課程の充実

農業者の経営の発展段階に応じて必要となる新技術や専門知識を提供する研修の充実や、社会人の本校養成課程入校や新規就農を支援する研修の実施に加えて、産官学（農業法人、地元大学大学院、本校）の連携により、異業種経験者の新規就農・農業ビジネス起業等を支援する研修プログラムを強化します。

(2) 就農定着支援の強化

農大学生の就農定着支援対策のため、農業大学校内に就農支援担当者を設け、農業法人等からは求人情報を収集し、一方、農大学生へは求人情報の提供を行うなど、卒業後の農業法人等への就業が円滑となるよう支援を行います。

さらには、独立自営就農を目指すものには、中央普及センター、地域普及センター、農業研究所、畜産研究所等との連携を一層進め、就農後の経営が円滑に進むよう支援を行います。

(3) 農業高校等との連携強化

農業高校生の就農意欲を喚起するため、普及指導員や農業高校と連携し、高度な研修の機会の提供、大型特殊免許等の取得支援、学校農業クラブ活動の支援等の活動の促進と、これらの活動を円滑に進めるとともにお互いの指導力の向上を図るため、指導職員と農業高校教職員との交流・連携強化に努めます。

(4) 外部評価の実施

外部評価は、養成課程、研修課程それぞれについて就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育であるかどうかについて、先進的な農業者等による評価を行います。

また、農業大学校のPRや募集活動、就農支援活動、指導者の資質向上の取組等についても評価を行います。外部評価の結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行います。

なお、以上のような研修教育施設としての機能を十分発揮するために、中央普及センター、地域普及センター、農業研究所、畜産研究所との連携を一層進めます。

第7 その他協同農業普及事業に関連する事項

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、海外からの研修生等の受入に協力します。また、海外の技術協力プロジェクト等への普及指導員の派遣、普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等へ協力します。

<持続可能な開発目標（SDGs）の補足資料>

| | |
|--|---|
| <p>2 飢餓をゼロに</p>  | <p>環境と調和した持続可能な農業を促進し、農産物の安定的確保に貢献</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  | <p>女性にとって魅力ある職業として農林水産業が選ばれるよう、地域を牽引するリーダーとなり得る女性農業者を育成</p> |
| <p>8 働きがいも経済成長も</p>  | <p>研究や民間と連携した技術支援により農業のイノベーションを促進することにより、農業のやりがいと農業経営の成長を推進</p> |
| <p>12 つくる責任 つかう責任</p>  | <p>持続可能な農産物の消費と安全安心な農産物を提供する農業生産のパターンを推進</p> |
| <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  | <p>気候変動とその影響に対処するだけでなく、気候関連の危険や自然災害に対応できる強靱性及び適応力を強化</p> |

<定義>

- ・農業者 : 農業経営者及び農業従事者並びに農業を営んでいる法人

- ・農村地域団体等 : 集落を基礎とした農業者等の組織する団体及び野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体及びそれに準ずる団体

- ・農業者等 : 農業者及び農村地域団体等

- ・認定農業者等 : 農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び集落営農組織

- ・農業経営体 : 下記の(1)から(3)までのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
(1)経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業を営む者
(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模以上の農業を営む者
(3)農作業の受託の事業を営む者

- ・家族農業 : 農業労働力の過半を家族労働力が占めている農業

- ・DX : デジタルによる変革を意味し、IT の進化にともなって新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、コストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革に繋げる施策